

2016 March No.518

contents

- ▶特集 こたけ「つながる」学びのプロジェクト  
～小竹ブランドの教育の推進～ ..... 2
- ▶小竹町職員の給与等を公表します ..... 6
- ▶みんなのひろば ..... 8
- ▶点描・町長の動き ..... 9
- ▶役場からのお知らせ ..... 10
- ▶読書の森 ..... 16
- ▶健康情報 ..... 17
- ▶暮らしの情報 ..... 18
- ▶みんなのひろば ..... 20

3月号



—特集— 『こたけ「つながる」学びのプロジェクト』  
～小竹ブランドの教育の推進～



昨年4月に全国の公立小学校6年生と中学校3年生を対象に実施された平成27年度全国学力・学習状況調査。福岡県教育委員会が公表した結果によると、本調査における小竹町の小学生の成績は、県内60市町村のうち、なんとトップというとても優秀な成績でした。

これもひとえに、町内の各学校現場における先生方の並々ならぬ努力と、何よりも、その先生方の指導に必死についていこうとする子どもたちの努力の成果です。

小竹町の子どもたちの、優秀な学力と「生きる力」の育成の鍵を握るのは、小竹町教育委員会がすすめる“小竹ブランド”の教育です。題して、『こたけ「つながる」学びのプロジェクト』———。



## —特集—

# 『こたけ「つながる」学びのプロジェクト』 ～小竹ブランドの教育の推進～

## 全国学力・学習状況調査

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育の成果と課題を検証する調査で、学校での教育指導の充実や学習状況の改善を目的に行われる。内容は、教科に関する調査(国語、算数・数学等)と生活習慣や学習環境に関する質問紙調査で行われる。対象は、小学校第6学年および中学校第3学年。



(お話)

小竹北小学校 宮本 厚子校長

"TU・NA・GA・RU"

## Part1

# 学校と子どもが「つながる」

～組織力から生み出す家族のような安心感～



子どもを育てることは、「小竹町を育てる」ことにつながります。北小では、教務や指導方法工夫改善担当を中心に、とにかく教師一丸となって子どもたちを指導します。何しろ、小学校は全教科全領域において指導しなければなりません。授業づくりはとて大変ですが、子どもたちに理解し分かる喜びを感じさせるため、先生たちは寸分を惜しんで教材研究をします。担任だけでなく全ての教師が教室に行き、宿題の丸付けをしたりノートに子どもへのコメントを書いたりしています。

町内各小中学校には、学習を支援する「学習サポーター」が1名ずつ配置され、授業支援を行っています。時には実際に授業をしたり、教師への助言を行ったりします。北小では、理科の授業に入ってもらい、実験を伴う授業は予備実験をするなど入念な準備を行っています。その日学習したことはその日のうちに覚えるよう、問題集や手づくりの「リカちゃんプリント」を解かせ、採点後のやり直しまで休み時間など隙間の時間を利用して徹底指導します。子どもたちの理科ノートは、自分の考えを書いてまとめるなど、とても丁寧な指導が

されています。理科教室は整理整頓され無駄がなくなりました。学習サポーターのおかげで学習の理解度がより深まり、効果は絶大です。また、マンツーマンの指導ができるのが少人数ならではの強みです。なかなか理解が深まらない子に手厚い指導ができるので、子どもたちは分かる喜び、学ぶ楽しさを味わうことができます。また、町内一斉学力テスト等は実施後すぐにコピーし結果を分析します。そういった細かい部分も少人数だからできることです。

来年度からは、「インクルーシブ教育システム」が法的に義務付けられ、今までよりさらに、一人ひとりへの合理的配慮が必要になります。視力の弱い子、音に敏感な子、ゆっくりと丁寧な説明のいる子、教室にはさまざまな個性を持った子どもがいます。その点は、現在配置されている町の特別支援員の力を借りながら引き続き子どもとの関わりを密にして指導していきます。

このように、教師一丸となった組織力からできる環境が子どもたちにとって行きたい学校づくりにつながっています。分かる・学ぶ喜び、友達に会う喜び、好きな先生に会える喜びなど動機はさまざまでも、学校と子どもの信頼関係で結ばれた絆は、家族のような安心感を生み出します。

※インクルーシブ教育システム…一人ひとりに応じた指導や支援に加え、障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

"TU・NA・GA・RU"

## Part2

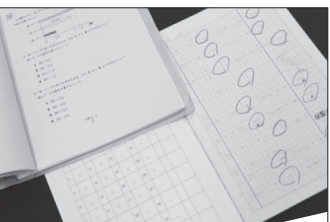
# 学校と学校が「つながる」

～こども園 ⇄ 小学校 ⇄ 中学校の接続をスムーズに～

(お話)

小竹西小学校 泊 孝之校長

町内には、こども園・3小学校・1中学校があります。学力向上や特別支援教育の充実のためには、「小学校⇄小学校」の横のつながりと、「こども園⇄小学校」「小学校⇄中学校」「こども園⇄小学校⇄中学校」の縦のつながりがとても重要です。



小竹町では、平成23年度から学力向上検証委員会を設置し、各学校における指導方法について意見交流を図っています。主なメンバーは、各小学校長、教職員、教育委員会、北九州教育事務所の指導主事で、小中学校の接続をスムーズにするため、ノート指導や板書の仕方の統一を図ったり、町独自の共通問題集「学力アップ・ステップ・ジャンプ」(小学校)・「小竹中チャレンジ問題集」(中学校)を作成したりしています。授業中の板書の仕方については、「めあて」から「まとめ」までの流れやチョークの色などを統一しています。「学力アップ・ステップ・ジャンプ」は、県教育委員会が作成した問題集を学年別、分野別等に編集し直し作成しています。とても大変な作業ですが、こういった取り組みが子どもたちの学力の向上につながっています。

また、小竹町教育委員会人権教育研究会では、人権教育の充実と人権意識を高めるための人権教育の日常化を進めています。互いに授業を見に行き意見交流の場を設け、7つの部会に分かれてそれぞれの分野において研究した情報を共有しています。

「こども園⇄小学校」のつながりの例として、西小では、毎年2月頃に行われる入学説明会において、5年生の児童がお世話役となって年長組の子どもたちと遊んだりゲーム集会などを行ったりしています。入学前に顔見知りになることで、入学時に子どもたちがすぐに小学校になじむことができます。また、入学前に支援の必要な子どもを把握することができるので、その対応もしやすくなります。こども園年長組との交流は、一昨年度までは西小のみ行っていましたが、昨年度からは3小学校とも行っており、小学校入学時の子どもたちも環境変化による精神的な不安をできるだけ減らすようにしています。

### 小竹町教育委員会 人権教育研究会

- ・こども園・小連絡部会
- ・健康教育部会
- ・授業改善部会
- ・特別支援学級部会
- ・教育内容A部会
- ・教育内容B部会
- ・小6・中社部会

"T・U・N・A・G・A・R・U"  
Part3

## 学校と大学などの専門機関が「つながる」

～小竹ブランドの質の高い教育を目指して～

(お話)

小竹中学校 穴井 忠幸校長

**質**の高い教育を目指し、小竹中では、平成20年度から福岡教育

大学との連携による理科研究(国立科学技術振興機構「中学生の科学研究実践活動プログラム」)を行っており、今年で8年目になります。年に2回、研究授業を行うことでより専門的な学習ができ、生徒の理科への興味関心は深まります。小竹中理科研究グループはこれまでに、平成20年度の「料理の温度変化に伴う味の变化の研究」、平成21年度の「緑のカーテンの効果的な使用方法の研究」、「洗濯物干しのススメ色と乾燥時間の関係」、平成25年度の「ダンゴムシが迷路を脱出できる理由」、平成26年度の「斜面上でのダンゴムシの行動に関する研究」でそれぞれ賞を獲得しており、先輩たちの功績が代々引き継がれています。また、福岡教育大学とは昨年度タブレット授業の研究も行いました。それを生かし、本校では現在、体育のダンスの授業でタブレットを使用しています。



また、特別支援教育の充実のため、福岡教育大学のほか特別支援学校、心理カウンセラー等との連携も行っています。最近では、1月16日に直方特

別支援学校(旧直方養護学校)

との交流会を行いました。この交流は約30年前から続いており、障害のある人たちとの交流を図り、理解を深めています。



さらに、いじめ・不登校等の対策として、福岡県立大学との連携も少しずつ進めています。町内小学校は各学年1クラスなので、子どもたちは中学校で初めてクラス替えを経験します。そのため、中には対人関係の変化に対応できない子が出てきます。また、スマートフォン等の使いすぎによる「ネット依存」で昼夜逆転している子もいます。近年では、家族構成・家庭環境の複雑化も伴い、ひきこもりや不登校等の原因が少しずつ複雑に変わってきています。そこで、講演会を通じて縁のあった「福岡県立大学 不登校・ひきこもりサポートセンター」と連携し、訪問支援員による家庭訪問や、生徒がサポートセンターを訪問したりしています。学校には来ることができなくても、少し環境が変われば外に出ることができるといって、不登校等の解消につながっているのではないかと考えています。

(お話)

小竹南小学校 牧迫 正一校長

"T・U・N・A・G・A・R・U"

## Part4 学校と家庭・地域が「つながる」

～「ひと・もの・こと」の活用～

**教**育力の向上には、家庭や地域の力が不可欠です。

南小では、保護者や地域の皆さんと関わる学習活動が多く実施されています。具体的には、まず一つ目に、校区内に学習に生かせる学習教材(施設)が多く存在していること。例えば、郵便局、消防署、交番、トライアル小竹店、貴船神社、遠賀川、こども園、きんもくせいなどです。それらの場所に学習活動として出かけることで、自分たちの住む地域のどこに何があるのか、そして、そこでどんなことをしているのかを知る。そうして自分たちがいろいろな人と関わり、お世話を受けながら生活していることを学んでいます。二つ目に、授業や教育活動に、ゲストティーチャーとして地域の方に来ていただいていること。生活科や社会科、習字の授業、読み聞かせ等は地域の方に積極的に関わっていただいています。そして、三つ目に、PTA活動が盛んであるということです。毎年各学級ごとに年1回の「学年ふれあい活動」、6年生による1泊2日の「学年ふれあいキャンプ」、全家庭で朝食を保護者と子



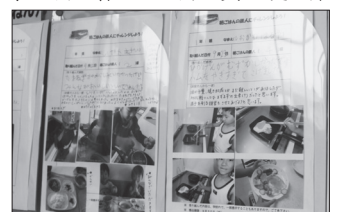
どもが一緒に作る「朝ご飯の鉄人」、年4回の資源回収活動、月初めの「あいさつ運動」、保護者と一緒に行う調理実習や裁縫学

習等、本当に多くの活動が行われています。その成果として、平成24年度に県PTA連合会からの表彰、平成25年度には全国PTA連合会からの表彰をいただきました。

そして、南小校区といえは代表的行事として貴船神社の「小竹祇園山笠」があります。本来は地区の行事ですが、振興会の皆さんが校区内すべての子どもたちに参加の呼びかけをしてくださり、子どもたちは祭りに込められた地域の方々の思いや歴史に直接触れることができます。

また、現在は平成28年度の食育研究発表会に向けて食育に取り組んでいます。これについても家庭との連携が大切で、学校で学習したことを家庭で実践する取組を行っています。

学校における教育は「ひと・もの・こと」の活用により充実したものになります。南小はこのように「ひと・もの・こと」に大変恵まれており、それを活用しない手はありません。





# こ う や 神谷 ひ ろ ふ み 洋文

「私は、一昨年まで小竹南小学校長として勤めたのを最後に長年の教師生活を引退し、昨年4月から教育指導員として小竹町の教育を推進するためのサポーター役を務めています。これまでの教師経験を生かし、各学校長からの相談を受けたりアドバイスをしたりして、学校側の思いと、教育委員会(行政)の意図が同じ方向を向くよう、いわば、学校と教育委員会との架け橋となっています。」

2つある事など施設設備の充実に驚いたのを覚えています。最近でも校舎大規模改修や教室のエアコンの設置など、子どもや先生にとって教育しやすい環境づくりが進められており、小竹町の教育への関心や熱意を強く感じています。また、地域の方の教育への関心も高く、運動会の応援席には地区ごとのテントが並べられ地域の力を感じますし、登下校中の見守りなど「学校のため、子どもたちのためなら」という姿勢は他の地域に比べてもとても根強いものがあります。さらに、学習サポーターや特別支援員などの教育委員会による各学校への人的配置も絶妙で、教育委

員会と学校との信頼関係が厚いのも小竹町の教育の魅力のひとつだと感じています。

小竹町教育委員会が進める『つながる「学びのプロジェクト」』は、これまでに述べられているつながりの他にも、実は各学校と教育委員会とのつながりが重要です。学校側にとっては学校現場の悩みを気軽に相談でき、同じ立場に立って話を聴いてくれたりすぐに対応してくれたりする教育委員会のあり方は安心感を生み出し、教師は子どもへの教育に専念することができます。こういった、教育に関わるたくさんの方々のつながりが小竹町の学校教育の振興

や子どもたちへの教育効果の向上に大いに結びついているのです。

現在は、次期学習指導要領の改訂が進められていることから国や県からの情報を教育委員会や各学校に提供したり、不登校等の子どもたちへの対策として各専門機関との関係づくりを進めたりしています。今後、各学校ごとの課題や情報の共有化と、教育の協働化のさらなる強化に努め、就学前の乳幼児の子育てから就学後の教育までの一連のプロセスをさらに一貫性を持って進めていければと考えています。」

各小学校長へ、松尾町長・須堯教育長から  
感謝状が贈られました。



平成27年度全国学力・学習状況調査で県内トップの成績を修めたことを受け、1月22日、松尾町長および須堯教育長から町内各小学校長へ感謝状が贈られました。「3小学校と町が一体となった取組の成果です。それぞれの学校や児童の特色を生かし、みんなが同じ方向を向いて取り組むことができていることが、よい成果につながっているのでは。」と北小・宮本厚子校長談話しました。

## 職員の平均給料月額と平均年齢の状況

(平成27年4月1日現在)

| 区 分        |            | 小竹町      | 国        |
|------------|------------|----------|----------|
| 一 般<br>行政職 | 平均給料<br>月額 | 282,300円 | 334,283円 |
|            | 平均年齢       | 39.0歳    | 43.5歳    |
| 技 能<br>労務職 | 平均給料<br>月額 | 298,400円 | 289,141円 |
|            | 平均年齢       | 52.0歳    | 50.2歳    |

※平成27年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

## 期末・勤勉手当の率

| 区 分 |      | 6月      | 12月     | 計     |
|-----|------|---------|---------|-------|
| 小竹町 | 期末手当 | 1.225か月 | 1.375か月 | 2.6か月 |
|     | 勤勉手当 | 0.75か月  | 0.75か月  | 1.5か月 |
| 国   | 期末手当 | 1.225か月 | 1.375か月 | 2.6か月 |
|     | 勤勉手当 | 0.75か月  | 0.75か月  | 1.5か月 |

## 退職手当 (平成27年4月1日現在)

| 区 分   | 自 己 都 合  |          |
|-------|----------|----------|
|       | 小竹町      | 国        |
| 勤続20年 | 20.445月分 | 20.445月分 |
| 勤続25年 | 29.145月分 | 29.145月分 |
| 勤続35年 | 41.325月分 | 41.325月分 |
| 最高限度  | 49.59月分  | 49.59月分  |

## 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成27年4月1日現在)

| 区 分            | 一般行政職    |          | 技能労務職    |
|----------------|----------|----------|----------|
| 経験年数           | 大学卒      | 高校卒      | 高校卒      |
| 10年以上<br>15年未満 | 262,000円 | 235,100円 | —        |
| 15年以上<br>20年未満 | 315,000円 | 272,000円 | —        |
| 25年以上<br>30年未満 | 362,400円 | 367,600円 | 283,500円 |

※①経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数を、採用前に官公署などに勤務した経験がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

②平成27年地方公務員給与実態調査に基づくものです。



小竹町職員の  
給与等を  
公表します

## 人件費の状況 (平成26年度一般会計決算)

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 住民基本台帳人口<br>(平成27年1月1日現在) | 8,200人      |
| 歳出総額(A)                   | 5,061,260千円 |
| 実質収支                      | 65,340千円    |
| 人件費(B)                    | 817,628千円   |
| 人件費率(B/A)                 | 16.2%       |
| (参考)前年度の人件費率              | 17.2%       |

※人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

## 職員給与費の状況 (平成26年度一般会計決算)

|                |         |           |
|----------------|---------|-----------|
| 職員数(A)         |         | 101人      |
| 給与費            | 給料      | 345,234千円 |
|                | 職員手当    | 66,207千円  |
|                | 期末・勤勉手当 | 120,472千円 |
|                | 計(B)    | 531,913千円 |
| 1人当たりの給与費(B/A) |         | 5,266千円   |

## 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

| 区 分   | 小竹町 | 国        |
|-------|-----|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 163,600円 |
|       | 高校卒 | 142,100円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 139,500円 |

※国の大学卒初任給は、国家公務員一般職適用の額です。



その他の手当（平成27年4月1日現在）

| 手当の名称   | 内 容                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間外に勤務した職員に支給                                                               |
| 扶養手当    | ▶配偶者 13,000 円<br>▶他の扶養親族 6,500 円                                                 |
| 住居手当    | ▶借家等に係る費用を負担している職員に家賃額に応じて月額 27,000 円を限度に支給                                      |
| 通勤手当    | 最も経済的かつ合理的と認められる通常の出勤経路・方法により算出した額を支給<br>【例】通勤距離が2km以上5km未満の自家用車使用の場合…月額 2,000 円 |

※扶養手当・住居手当・通勤手当について  
国の制度との異同…同じ

特別職の報酬等の状況

| 区 分 |     | 報酬等月額     | 期末手当の額                      |
|-----|-----|-----------|-----------------------------|
| 給 料 | 町 長 | 634,000 円 | 6 月期1.225月分<br>12 月期1.375月分 |
|     | 副町長 | 546,000 円 |                             |
|     | 教育長 | 521,000 円 |                             |
| 報 酬 | 議 長 | 283,000 円 | 計 2.6月分                     |
|     | 副議長 | 241,000 円 |                             |
|     | 議 員 | 225,000 円 |                             |

- ▶給料…小竹町の給与条例の給与表に基づいて支払われるもの
- ▶給与…給料と諸手当を含めて支払ったもの
- ▶報酬…議会委員や非常勤特別職に支払われるもの

給与指数（平成27年4月1日現在）

|      |                                                                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 95.2 | 給与指数とは、地方公務員の給与水準を表すものとして、国家公務員行政職を基準に比較するもので、ラスパイレズ指数と呼ばれるものです。国家公務員の給料を100とした場合の小竹町一般職の給与水準のことです。 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

部門別職員数の増減状況（平成27年4月1日現在）

| 区分     |     | 職員数(人) |     |     |     |     | 対前年増減数(人) |     |     |     |     |
|--------|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 部門     |     | 平23    | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平23       | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 |
| 一般行政関係 |     | 49     | 54  | 53  | 51  | 52  | -5        | +5  | -1  | -2  | +1  |
|        | 議 会 | 2      | 2   | 2   | 2   | 2   | -1        |     |     |     |     |
|        | 総 務 | 24     | 27  | 26  | 25  | 25  | -3        | +3  | -1  | -1  |     |
|        | 税 務 | 8      | 9   | 8   | 8   | 8   |           | +1  | -1  |     |     |
|        | 労 働 | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   |           |     |     |     |     |
|        | 農 水 | 5      | 5   | 6   | 6   | 6   | -1        |     | +1  |     |     |
|        | 商 工 | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   |           |     |     |     |     |
|        | 土 木 | 10     | 11  | 11  | 10  | 11  |           | +1  |     | -1  | +1  |
| 福祉関係   |     | 25     | 27  | 27  | 31  | 32  |           | +2  |     | +4  | +1  |
|        | 民 生 | 16     | 20  | 20  | 21  | 21  |           | +4  |     | +1  |     |
|        | 衛 生 | 9      | 7   | 7   | 10  | 11  |           | -2  |     | +3  | +1  |
| 特別行政   |     | 15     | 15  | 16  | 20  | 20  | -1        |     | +1  | +4  |     |
|        | 教 育 | 15     | 15  | 16  | 20  | 20  | -1        |     | +1  | +4  |     |
| 公営企業等  |     | 50     | 54  | 50  | 50  | 48  | -1        | +4  | -4  |     | -2  |
|        | 病 院 | 34     | 38  | 34  | 35  | 33  | -2        | +4  | -4  | +1  | -2  |
|        | 水 道 | 7      | 7   | 6   | 5   | 5   | +1        |     | -1  | -1  |     |
|        | 下水道 | 4      | 4   | 5   | 5   | 5   |           |     | +1  |     |     |
|        | その他 | 5      | 5   | 5   | 5   | 5   |           |     |     |     |     |
| 総合計    |     | 139    | 150 | 146 | 152 | 152 | -7        | +11 | -4  | +6  | 0   |

一般行政職の級別数状況（平成27年4月1日現在）

| 区 分      | 1 級        | 2 級        | 3 級                        | 4 級          | 5 級    | 6 級   | 計    |
|----------|------------|------------|----------------------------|--------------|--------|-------|------|
| 標準的な職務内容 | 主 事<br>技 師 | 主 事<br>技 師 | 主任主事<br>主任技師<br>主 査<br>係 長 | 課長補佐<br>参事補佐 | 課 長    | 課 長   |      |
| 職員比      | 15人        | 10人        | 31人                        | 11人          | 9人     | 2人    | 78人  |
| 構成比      | 19.23%     | 12.82%     | 39.75%                     | 14.10%       | 11.54% | 2.56% | 100% |



## ◎懸命に走るランナーに声援を送りました

～赤地区自治会～

1月10日に「第1回のおがた新春マラソン大会」(新日本スポーツ連盟主催)が行われ、その給水ポイントとなった赤地区の自治会有志メンバー25名が給水の協力をしました。大会に参加したランナーは約1,500名で、赤地区有志メンバーは懸命に走るランナーに声援を送りながら、ランナーに水を提供しました。

記事と写真の提供▶赤地区自治会長 増田義人さん



## ◎福祉の資質向上を目指して

1月28日、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた地域福祉計画(案)に対する答申が行われ、同計画策定委員会の村山浩一郎委員長から松尾町長へ答申書が手渡されました。同計画(案)に関しては、平成27年2月に住民アンケート、同8月から5回にわたる策定委員会、平成28年1月にパブリックコメント(意見募集)を行い、検討を重ねてきました。村山委員長は「さまざまな福祉を網羅する横断的な計画にするのが難しかった」と話しました。今回の答申を受け、町では今後活動計画を作成する予定です。

## ◎人権擁護委員に選任されました

この度、早田真由美さん(御徳2区)が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

委嘱期間は、平成28年1月1日から平成30年12月31日までです。

人権擁護委員は、地域の皆さんの人権が侵害されないように常に注意を払っています。日常生活の中で何か困ったことがあれば気軽にご相談ください。



## ◎長い間ありがとうございました

平成9年10月から18年間にわたって人権擁護委員を務めた梅野師子さん(赤地区)に、法務大臣から感謝状が贈られました。

梅野さんはこれまで、地域の皆さんの人権に関する相談を受けたり、毎年各小学校で輪番で行っている人権の花運動に積極的に取り組み、子どもたちに人権の大切さを伝えてこられました。





## 町長の動き

— 1月21日から2月20日まで —

|       |                                                                         |                      |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1月22日 | 町内三小学校長へ感謝状贈呈                                                           | 町長室                  |
| 1月25日 | こども医療に関する打ち合わせ<br>福岡県医療指導課訪問                                            | 町長室<br>県庁            |
| 1月26日 | 福岡県水道協会第2回理事会<br>福岡県町村長セミナー                                             | 博多サンヒルズホテル<br>ホテルレガロ |
| 1月27日 | 第9回臨時会<br>町立病院長との面談                                                     | 議場<br>町立病院           |
| 1月28日 | 地域福祉計画答申                                                                | 町長室                  |
| 1月31日 | 前町長 山本康太郎氏<br>旭日小綬章受章記念祝賀会                                              | バドドゥ・ル・コトブキ          |
| 2月1日  | 庁議                                                                      | 庁内会議室                |
| 2月2日  | 福岡県町村会理事会<br>福岡県自治会館組合議会定例会<br>福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合議会定例会<br>小竹町歩こう会 受賞報告 | 福岡県自治会館<br>町長室       |
| 2月3日  | 宮若市外二町じん芥処理施設組合正副組合長会                                                   | くらじクリーンセンター          |
| 2月4日  | 行政相談員自主研修会                                                              | 総合福祉センター             |
| 2月5日  | (株)ゼンリンとの災害時支援協定調印式                                                     | 総合福祉センター             |
| 2月6日  | 町ボランティア協議会との交流会                                                         | 総合福祉センター             |
| 2月8日  | 町人権擁護委員との面談<br>(株)麻生商事 来庁                                               | 町長室<br>町長室           |
| 2月10日 | ふくおか県央環境施設組合 正副組合長会                                                     | ふくおか県央環境施設組合         |
| 2月11日 | 宮若市制施行10周年記念式典                                                          | マリーホール宮田             |
| 2月12日 | 自治会長、環境衛生連合会役員会                                                         | 庁内会議室                |
| 2月14日 | 第9回ふるさとマラソン大会                                                           | 遠賀川河川敷               |
| 2月15日 | (株)平成筑豊鉄道経営会議                                                           | 田川市民会館               |
| 2月16日 | ふくおか県央環境施設組合定例会<br>まち・ひと・しごと創生本部会議                                      | 町長室<br>庁内会議室         |
| 2月17日 | 三重県朝日町行政視察のため来庁                                                         | 庁内会議室                |
| 2月18日 | 議会行政視察(長崎県東そのぎ町)                                                        | 長崎県東そのぎ町             |
| 2月19日 | 議会行政視察(佐賀県みやき町)<br>自治会長衛生連合会合同会議                                        | 佐賀県みやき町<br>総合福祉センター  |
| 2月20日 | 豊崎能利雄副団長 藍綬褒章受章記念祝賀会                                                    | バドドゥ・ル・コトブキ          |

## 点描

町 長 コ ラ ム

「春ほど待たれる季節はなく、春ほど待たされる季節はない」。春は名のみの立春も過ぎた2月14日、春一番と思われる南からの風雨が激しく吹き荒れた日の翌日、天候の心配を抱えながら「第9回ふるさとマラソン大会」(遠賀川河川敷サイクリングロードで開催)を決行した。町内外の子どもから大人までの過去最多の

二百四十二人がエントリーし、一般男女5kmから小学校6年男女2kmまでの10種目で健脚を競った。タイムは別にして、力走し、完走した選手たちの笑顔の額に汗が光る。走り終えた選手たちは事務局が準備した温かい「豚汁」に舌鼓を打った。関係者は「年々参加者は増えている。この大会を継続し、さらに発展させていきたい」

い」と熱い思いを語ってくれた。おもてなしの心を込めたこのローカルなマラソン大会に対する選手たちからの評価も高い。国際オリンピック憲章に「スポーツは平和の象徴である」と述べられている。これからも町の平和な社会を象徴するマラソン大会としてのさらなる盛り上げに期待したい。一方、野球やその他のスポー

ツから本当の強さや謙虚さを学べなかったスター選手の逮捕が報じられた。打席で見せたあの豪快さは見る影もなく、覚せい剤所持容疑者としてその末路が投げかける意味は重い。

小竹町長

松尾勝徳

### 小竹同人句会

波静か沖津宮あり建国日

落の臺空の青さも頂きぬ

風花や温もり残る登り窯

ひた走る吹雪の中の一輛車

立春や八拾式円舐めて貼る

### 小竹初音句会

面倒はしばらく忘れ日向ぼこ

梅日和同志五人の食事会

女子高も共学となり針供養

莊嚴と云ふ他はなし冬の滝

どんどの炎筑紫次郎を滾らす

阿部天風 選

松尾 治子

原賀 静子

安藤つき子

松尾清一郎

選者 吟

阿部天風 選

尾上 礼子

時川寿美子

小嶋 亮子

門田 睦子

選者 吟

俳句



ご理解をお願いします。

## 平成28年度から小竹町国民健康保険税の税率等を引き上げます。

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎2・1224 / 税務住民課税務係 ☎2・1216



小竹町国民健康保険は、医療費の増加などにより生じている歳入不足を一般会計からの繰り入れにより補っています。平成26年度はそれでも歳入不足が生じ、繰入金額を増額して補いました。

平成27年度も医療費の増加は避けられない状況から、歳入不足が予測され、国保の事業運営は極めて厳しい状況となっています。

このため、現在の税率等では、被保険者の皆さんが安心して医療を受けられる健全な事業運営を図ることが困難であるため、平成28年度から平成29年度にかけて2か年にわたり段階的に税率等を引き上げる改正を行いました。

国保加入者の皆様には、これまで以上に税負担をお願いすることになります。ご理解をお願いします。

賦課総額比で、平成28年度に十三・二％、平成29年度に七・五％の増になります。所得割額は、前年の所得金額などから基礎控除33万円を引いた額に税率を掛けます。

詳しい税率等については、下の表のとおりになります。

詳細については、お問い合わせください。

|     |         | 現行税率     | 改正後      |          |
|-----|---------|----------|----------|----------|
|     |         | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度   |
| 医療分 | 所得割     | 8.2%     | 9.2%     | 9.7%     |
|     | 均等割(人数) | 18,000円  | 21,000円  | 23,000円  |
|     | 平等割(世帯) | 23,000円  | 改正なし     | 24,000円  |
|     | 限度額(※)  | 520,000円 | 520,000円 | 520,000円 |
| 後期分 | 所得割     | 2.5%     | 2.8%     | 3.1%     |
|     | 均等割(人数) | 6,500円   | 7,500円   | 8,000円   |
|     | 平等割(世帯) | 4,500円   | 5,500円   | 6,000円   |
|     | 限度額(※)  | 170,000円 | 170,000円 | 170,000円 |
| 介護分 | 所得割     | 1.53%    | 2.3%     | 2.6%     |
|     | 均等割(人数) | 6,800円   | 7,400円   | 7,900円   |
|     | 平等割(世帯) | 4,100円   | 4,900円   | 5,600円   |
|     | 限度額(※)  | 160,000円 | 160,000円 | 160,000円 |

※限度額については、平成28年度以降、変更になる場合があります。





「ちよっくらふれ旅」体験プログラム

## 主催者を募集します！

問い合わせ▶直方市観光物産振興協会 ☎0949・28・8135 / まちづくり政策課企画係 ☎2・1214



## 今月の納税

税金は納期限までに納めましょう。

問い合わせ▶税務住民課収納係 ☎2・1216

### 集合税 一町県民税・固定資産税・国民健康保険税

第10期納期限 **3月31日(木)**

【口座振替日 3月25日(金)】

#### ▼税の公平性

納付期限内に税金を納めた人との税の公平性を保つため、納期限が過ぎた後も納付がない場合、督促状を送ります。督促後、完納されないときは差押え等の処分の対象になりますので、納期限までの納付をお願いします。

▼口座振替による納税について  
振替日は毎月25日

(振替日が休日の場合は翌営業日、12月と2月は22日)です。自動的に指定の口座から税金が引き落とされるので、納め忘れの心配がありません。手続きは、町指定金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡ひびき信用金庫、飯塚信用金庫、直鞍農協、ゆうちょ銀行)または税務住民課で行えます。

「ちよっくらふれ旅」は、直方・鞍手地域を訪れた人々に、この地域ならではのさまざまな体験を通して、地域住民の皆様との「ふれあい」を楽しんでもらうプログラムです。夏休み期間中と秋期の2シーズンにイベントを開催します。この度、直方・鞍手地域で開催するプログラムとその主催者を募集します。

どの「インストラクター」、ウォーキングや登山などの「ガイド」といった経験をお持ちの皆さん、あなたの特技や技能を「ちよっくらふれ旅」の主催者として生かしてみませんか！  
直方・鞍手地域を大いに盛り上げてくれるかたのご応募をお待ちしています。

【募集締切】  
夏期実施分▼3月31日(木)まで  
秋期実施分▼5月31日(火)まで



## 平成28年度福祉タクシー利用券を交付します。

問い合わせ▶福祉課一般福祉係 ☎2・1219

#### ■該当要件

小竹町に居住し、住民基本台帳に記載され、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障害の程度が次のいずれかに該当する人。

①身体障害者手帳の1級または2級

②療育手帳「A」または「B」判定

③精神障害者保健福祉手帳の1級または2級

※施設(通所施設は除く。)等の入所者は、対象者から除きます。

#### ■利用券の交付枚数

▽該当要件①②③のいずれかに該当する人

11月2枚

▽該当要件①に該当する人

のうち、じん臓の機能障害で、永続し、かつ日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められる人

11月6枚

#### ■助成内容

在宅の重度心身障害者等に対し、タクシー料金の一部を助成します。直鞍旅客自動車協同組合もしくは飯塚旅客自動車協同組合に加盟している会社の福祉タクシー事業者で利用できる福祉タクシー利用券を交付します。

#### ■申請に必要なもの

・所持している手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

・印かん

#### ■受付開始日

3月14日(月)から

#### ■申請先

福祉課一般福祉係  
☎2・1219





平成28年  
4月4日(月)から

## 低所得の高齢者向けの 年金生活者等支援臨時福祉給付金 の申請が始まります。

問い合わせ▶福祉課一般福祉係 ☎ 2・1219

●低所得の高齢者向けの  
年金生活者等支援  
臨時福祉給付金とは：

「一億総活躍社会」の実現  
に向け、賃金引き上げの恩恵  
が及びにくい低年金受給者  
への支援です。

●支給額

一人につき、3万円

●対象者

平成27年度臨時福祉給付  
金の支給対象者(※)のうち、  
平成28年度中に65歳以上と  
なる人(昭和27年4月1日以  
前に生まれた人)

※平成27年度  
臨時福祉給付金の対象者

↓平成27年度分の住民税が  
課税されていない人。

ただし、住民税において  
課税されている人の扶養  
となっている場合、また、  
生活保護の受給者などは  
対象外です。

対象と思われる人には、申請書一式を郵送予定です。  
(平成28年3月下旬予定)  
(注)申請書一式が届いた人全員が対象となるとは限りませ  
ん！詳しくは、右記の「●対象者」でご確認ください。

※平成27年度臨時福祉給付金  
対象者であるが、申請をしな  
かった人についても、当該対  
象者であれば申請すること  
ができます。

平成27年度臨時福祉給付  
金対象者であっても、死亡し  
た人は対象になりません。

●基準日

平成27年1月1日

※基準日時点で住民票が小竹  
町にある人が対象です。

●申請期間

平成28年  
4月4日(月)から  
平成28年  
7月4日(月)まで

※窓口受付は、平日の8時30分  
から17時15分まで  
(木曜日は19時まで)

申請期間外は申請を受け付  
けられませんので、申請期間  
内に必ずご申請ください。

●申請方法

①前述の対象者を確認し、該  
当する場合は送付してい  
る申請書に必要事項を記  
入、押印してください。

②以下の必要書類を準備し  
てください。

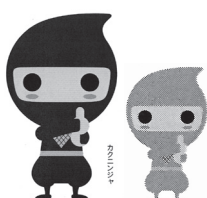
・本人確認書類の写し  
・口座確認書類の写し

③申請書と必要書類を同封  
の返信用封筒に入れ、ポ  
ストに入れてください。

※窓口受付も行います。具体的  
な申請方法や申請期間は、各  
市町村で異なります。

申請をいただいた後、内容  
を審査し、支給(不支給)の決  
定をします。決定の場合は、  
平成28年5月から支払い予  
定です。

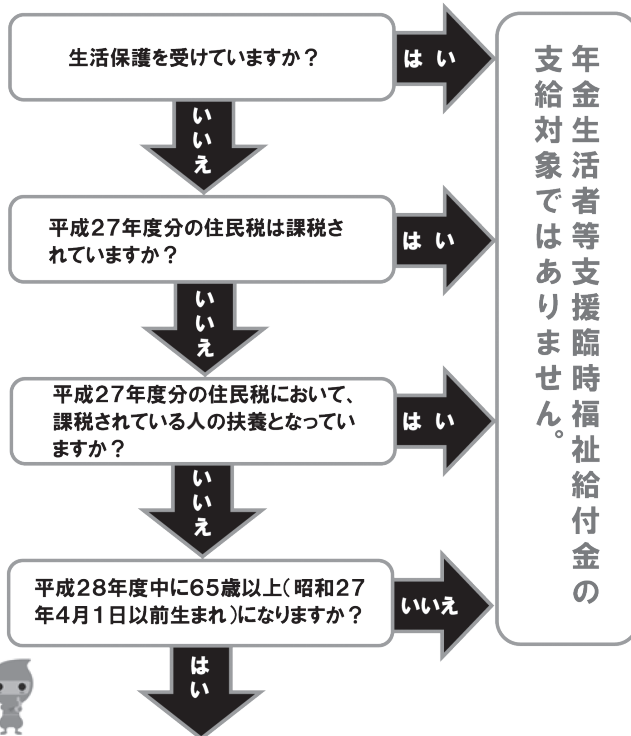
「申請期間」と  
「申請場所」を  
確認しや！





## 対象者診断チャート

※ 基準日は平成27年1月1日です。



年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります。

※ 当チャートは、あくまで一般的な場合を想定しています。

## ●申請場所

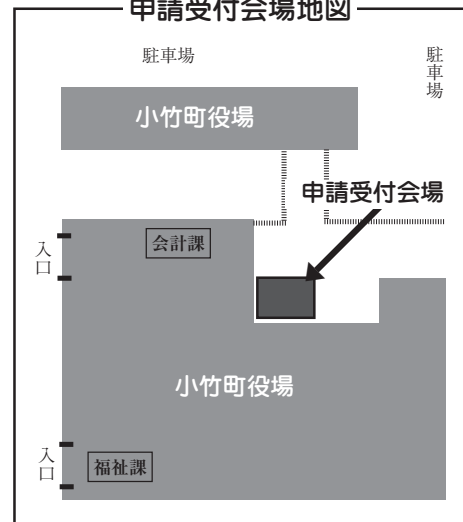
平成28年4月4日(月)から、平成28年4月28日(木)までの期間は、申請受付会場が下記の場所になります。

お間違のないようご注意ください。

※ 申請状況によっては、期間が異なる場合があります。

※ 平成28年5月2日(火)以降は、福祉課窓口(⑨番)で受け付けます。

## 申請受付会場地図



「低所得者の高齢者向けの

年金生活者等支援臨時福祉給付金」の

振り込め詐欺や、個人情報情報の詐取に

ご注意ください！



●市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●市町村や厚生労働省などが「低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

●現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆さまの世帯構成や銀行口座の番号などの個人番号を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず役場福祉課(☎2・1219)や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。





## 国民健康保険からのお知らせ

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎2・1224

### 国民健康保険への加入の手続きは 14日以内に

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人および生活保護を受けている人を除くすべての人が国民健康保険に加入します。

退職により職場で加入していた健康保険をやめたときや職場の健康保険の被扶養者から外れたときは、事業所が発行する資格喪失証明書を持参の上、14日以内に加入の手続きを行ってください。

### 職場の健康保険に加入したときは、 喪失の手続きを忘れずに

国民健康保険に加入している人が就職等により職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入したときは、国民健康保険の喪失手続きが必要です。新しくできた被保険者証を持参の上、保険年金係窓口(⑧番)で喪失の手続きを行ってください。

平成28年4月1日から  
お使いいただく被保険者  
証については、3月中に

### 平成28年度 国民健康保険 被保険者証について

在学証明書または学生  
証(入学前の場合には合格  
通知書)、印かんを持参の  
上、健康増進課保険年金  
係へ届出を行ってください。  
い。

### 大学などへの進学が 決まったら:

小竹町の国保に加入し  
ている人が、大学などへ  
の進学により小竹町から  
他市町村へ住所を移す場  
合は国保へ届出が必要で  
す。

世帯主あてに簡易書留郵  
便で世帯全員分をまとめ  
て順次お届けします。

配達方法が簡易書留郵  
便のため、お住まいの地  
域によってはお時間をい  
ただくことがあります。

3月28日以降になっても  
被保険者証が届かない場  
合は保険年金係までご連  
絡ください。

### ※ご注意



●簡易書留郵便は、郵便  
物の受け取りの際に受領  
印等が必要のため、ご不  
在の場合は配達されませ  
ん。その場合、郵便局から  
の「郵便物等お預かりの  
お知らせ」が郵便ポスト

等に入れられていますの  
で、郵便ポストの確認を  
していただくとともに、  
郵便物の保管期限内に必  
ず再配達の手続きを行っ  
てください。

詳しくは、「郵便物等お  
預かりのお知らせ」に記  
載されている電話番号に  
お問い合わせください。

●被保険者証を郵送する  
世帯は、前年度までの国  
民健康保険税の滞納がな  
く、平成27年度第8期分  
まで完納している世帯が  
対象となります。それ以  
外の世帯の被保険者証  
は、役場健康増進課保険  
年金係窓口(⑧番)で交付  
します。



## 講演会のご案内 —平成27年度地域自殺予防対策講演会—

問い合わせ▶福祉課一般福祉係 ☎2・1219

### —平成27年度地域自殺予防対策講演会—

- 日時 3月22日(火)  
14時30分開演・16時終了予定
- 場所 小竹町総合福祉センター2 階大研修室
- 講師 「リメンバー福岡 自死遺族の集い」  
代表 小早川 慶次氏
- 主催 小竹町 ※参加費無料・申込不要

3月は  
自殺予防対策強化月間です

小竹町では、自殺予防対策  
強化月間に際し、自殺で大切  
な家族を亡くされた遺族のか  
たがたへ支援を行っている  
「リメンバー福岡自死遺族の  
集い」代表の、小早川氏をお招  
きして、自死および自死家族  
について考える講演会を開催  
いたします。

この機会に、自殺予防対策  
へのご理解を深めていただい  
ければと思います。





## 年金の請求について

問い合わせ▶直方年金事務所 ☎0949・22・0905

年金は、受ける資格ができたとき自動的に支給が始まるものではありません。ご自身で年金を受けるための手続き（年金請求）を行う必要があります。

**65歳に  
なったとき  
（厚生年金  
加入期間が  
1年未満の人）**

▼60歳時に年金を受けるために必要な加入期間はあるものの、厚生年金保険の加入期間が1年未満など、65歳で受給権が発生する人には年金請求書に代えて「年金に関するお知らせ（ハガキ）老齢年金のお知らせ」が送付されます。その後65歳に到達する3か月前に、基礎年金番号、氏名、生年月日等をあらかじめ印字した年金請求書およびリーフレットが日本

年金機構から送付されます。

▼受付は65歳になってからです。戸籍・住民票などは、受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書の提出日において6か月以内に交付されたものをご用意ください。65歳になる前に提出された場合は受付できませんのでご注意ください。

▼提出先はお近くの年金事務所になります。

※被保険者期間が第1号被保険者のみの人は、提出先が役場になります。

**支給開始年齢  
（男性61歳、  
女性60歳）  
になったとき**

▼支給開始年齢に達し、特別支給の老齢厚生年金に受け取る権利が発生する人に

対し、支給開始年齢に到達する3か月前に、基礎年金番号、氏名、生年月日等をあらかじめ印字した、年金請求書および年金の請求手続きのご案内が、日本年金機構からご本人あてに送付されます。

▼受付は、支給開始年齢（男性61歳、女性60歳）になってからです。戸籍・住民票などは、受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書の提出日において6か月以内に交付されたものをご用意ください。支給開始年齢になる前に提出された場合は受付できませんのでご注意ください。

▼提出先はお近くの年金事務所です。



## 平成28年度小竹町育英資金の奨学生を募集します。

問い合わせ▶教育課学校教育係 ☎2・1961

### 【貸付金額】

|       |                      |                                |
|-------|----------------------|--------------------------------|
| 奨学金   | 高等学校の生徒              | 公立 月額 15,000円<br>私立 月額 20,000円 |
|       | 国立高等専門学校の学生          | 国立 月額 20,000円                  |
|       | 大学（短期大学を含む）の学生       | 公立 月額 30,000円<br>私立 月額 35,000円 |
| 入学支度金 | 高等学校、国立高等専門学校に入学するとき | 50,000円                        |
|       | 大学（短期大学を含む）に入学するとき   | 80,000円                        |

小竹町では、町民の皆様からのご厚意による寄付金等を基金として、向学心に燃えながらも経済的理由のため就学が困難な学生（高等学校・国立高等専門学校・短期大学・大学）に対し、育英資金の貸し付けを行っていただきます。

**【貸付金額】**  
左表のとおり

**【返還方法】**  
貸付金は、貸し付けを終了した月の翌月から起算して6か月を経過したあとから高等学校6年、国立高等専門学校7年、短期大学6年、大学10年の期間内において返還しなければなりません。ただし、上級学校に進学し、引き続き貸し付けを受けた場合は、10年以内の返還となります。

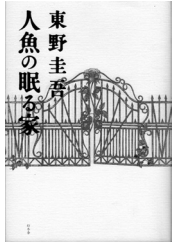
**【申込期間】**  
3月1日（火）から3月31日（木）まで

※なお、申込方法、申込資格等はお問い合わせください。



## 人魚の眠る家

東野圭吾／著  
幻冬舎



娘の小学校受験が終わったら離婚する。そう約束した仮面夫婦の二人。彼らに悲報が届いたのは、面接試験の予行演習の直前だった。娘がプールで溺れた…。病院に駆け付けた二人を待っていたのは、残酷な現実。そして医師からは、思いもよらない選択を迫られる。過酷な運命に苦悩する母親。その愛と狂気は成就するのか…。

## 人生はもっとニャンとかなる！

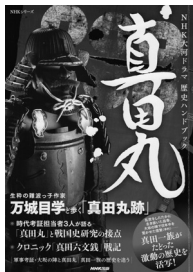
水野敬也・長沼直樹／著  
文響社



明日にもっと幸福を招く68の方法が掲載されています。面白い猫、ふてぶてしい猫など猫たちのかわいい写真が満載です。心に栄養を与えてくれそうな偉人たちのユニークな名言も多数とりあげられていて希望が湧いてくる一冊ですよ。

## NHK大河ドラマ歴史ハンドブック 真田丸

NHK出版



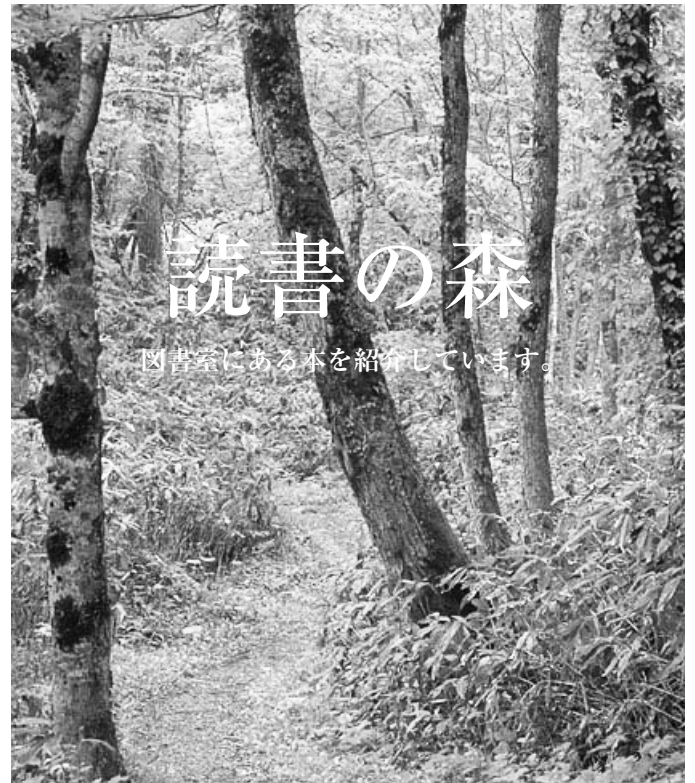
信濃の一領主にすぎなかった真田家の昌幸・信繁・信幸らが、戦略と武力で戦国の乱世をどう生き抜いたのかをわかりやすく解説。大阪の陣において後世に語り継がれる戦国最強の砦「真田丸」の戦いが、新説を踏まえ詳しく紹介されています。さらに舞台地や関係人物ガイド等、大河ドラマ『真田丸』の時代のことをたくさん知ることができます。

## はるがきた

ジーン・ジオン／文 マーガレット・ブロイ・グレアム／絵  
こみや ゆう／訳 主婦の友社



緑と光がいっぱいの春。春になったら散歩をしたり、ちょうちょを追いかけて、公園でおもいきり遊んだりできるのに。早く春がこないかなあ。なかなかやってこない春にしびれをきたした街の人たちは、ある男の子の一言で、すてきなアイデアと素晴らしい行動力であつという間に街を輝かせます。

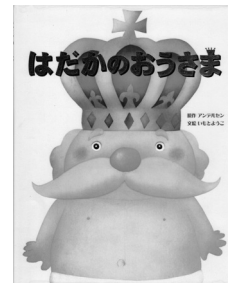


## 読書の森

図書室にある本を紹介しています。

## はだかのおうさま

アンデルセン／原作 いもと ようこ／文・絵  
金の星社



1時間おきに服を着替えるおしゃれな王様がいました。珍しい服を、と希望する王様の前に現れた洋服屋が探しだしたのは、「賢い者にしか見えない服」でした。王様も人々も素晴らしい服だと褒める中、「王様ははだかじゃないか！」と正直に言えたのは子どもだけでした。いもとようこさんの温かくかわいい絵も楽しめますよ。

## たべもんど

鈴木のりたけ／作  
ブロンズ新社



たべものたちが問題を出すよ！全部答えられるかな？「ながいもおもいがな」を反対から読むと？「かぶがぶりがぶり」を10回連続で言える？言葉遊びの楽しさに加え、緻密でリアルな食べ物たちの表情やしぐさが何ともおかしい言葉と絵のなぞかけ絵本です。

子どもたちに絵本の楽しさを伝えています

**みて！きいて！**  
**おたのしみおはなし会**



日時▶3月13日(日)13:00~14:00  
場所▶小竹町中央公民館  
内容▶「あしなべ会」によるおはなし会

## 大人のおはなし会

～子どもの頃のあなたへ…  
大人になったあなたへ…

日時▶3月8日(日)  
11:00~12:00  
場所▶小竹町中央公民館  
内容▶テーマ「子育て」



開館時間 8:30~17:15  
問い合わせ 中央公民館 ☎2・0452

## 今月の健康行事

▶小竹町立病院で火曜日に各種予防接種を実施しています。都合により実施していない場合もありますので、詳しくは小竹町立病院へお問い合わせください。

※要予約・・・小竹町立病院 ☎2・0282

▶ 内容によっては事前に予約が必要なものや対象者が限られる場合がありますので、保健センターに問い合わせください。

▶ウォーキング教室には、上靴、水筒、タオルを持参してください。

予約・問い合わせ…保健センター ☎2・1864

## 3月

16日(水)：ウォーキング教室

10時～10時30分

中央公民館

17日(木)：すくすく教室(離乳食教室)

13時15分～13時30分

保健センター

22日(火)：ウォーキング教室

10時～10時30分

中央公民館

29日(火)：ウォーキング教室

10時～10時30分

中央公民館

## 4月

5日(火)：乳児健診

13時15分～13時45分

保健センター

8日(金)：ウォーキング教室

10時～10時30分

町民体育館

14日(木)：ウォーキング教室

10時～10時30分

町民体育館



■肝炎ウイルス検査を受けましょう。



日本で最も多い肝臓病はウイルスによる肝炎です。肝炎は、肝臓に炎症がおきて肝細胞が壊れて働きが悪くなる病気をいいます。なかでもB型肝炎ウイルスに感染している人が約百万人、C型肝炎ウイルスに感染している人が約百五十万人、二百五十万人いると推測されています。しかし、そのなかでも検査を受けていないために感染していることを知らない人

（キャリア）がたくさんいるようです。

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、血液検査で調べることができます。

小竹町では、毎年、集団検診に限り、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳（年度末年齢）で今まで一度も肝炎ウイルス検査を受けていない人を対象に、無料受診券を送付し、無料で検査を実施しています。平成28年度の無料受診券は平成28年5月頃に対象者へ郵送いたします。無料受診券が届いたら平成28年度小竹町健康づくりカレンダーで集

団検診の日程を確認し、ぜひ検査を受けてください。

■もしも、肝炎ウイルスに感染していたら

B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎を発症した場合、精密検査や治療を受けずに放置していると肝硬変や肝臓がんに移行することがあります。しかし、適切な治療を行うことで病気の進行を止めたり、遅くしたりすることができます。

血液検査で肝炎ウイルスに感染していることが分かった人

は、必ず専門医療機関で精密検査を受診し、ご自身の肝臓の状態を正しく知り、定期的な検査を受けることが大切です。

●肝疾患専門医療機関は福岡県ホームページに医療機関が掲載されています。

(福岡県ホームページ▶ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iyuushouka.html>)

◎福岡県では、初回精密検査や定期検査、肝炎ウイルス治療に対する助成を行っています。詳しくは、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所健康増進課(☎0948・21・4815)にお尋ねください。





## 相談

### 小竹町社会福祉協議会 無料法律相談

【日時】3月11日(金)、8時30分から13時まで受付、13時開始  
【場所】小竹町総合福祉センター  
【問い合わせ】小竹町社会福祉協議会 ☎2・2028

### 補聴器交付(修理) 巡回相談

【日時】3月17日(木)10時から11時まで  
【場所】小竹町総合福祉センター図書室

【持参するもの】身体障害者手帳、印かん、補聴器  
●交付(修理)を受けた場合は、世帯の負担能力に応じて費用が必ず要です。

【問い合わせ】福祉課一般福祉係 ☎2・1219

### 行政相談を 受け付けます

【日時】3月22日(火)10時から12時まで  
【場所】役場1階ロビー

●相談は無料で、秘密は厳守されます。  
【問い合わせ】まちづくり政策課まちづくり推進係 ☎2・1214

くらし・しごと・家計

### 困りごと相談室(出張相談会)

【日時】3月18日(金)10時から16時まで※前日までに要予約  
【場所】小竹町地域包括支援センター(総合福祉センター横)研修室

【対象】町内在住の人  
●相談無料・秘密厳守

【問い合わせ】福岡県自立相談支援事務所 ☎093・203・1630

## 募集

### 平成28年度 予備自衛官補採用試験

【資格】一般▼日本国籍を有する18歳以上34歳未満の人 技能▼18歳以上で、保有する技能に応じ53歳以上55歳未満の人(保有技能:衛生、語学、整備、電気、情報処理、建設、通信、放射線管理、法務)

【受付期間】第1回:4月8日(金)まで受付中 第2回:7月1日(金)から9月16日(金)まで  
【試験期日】第1回▼4月15日(金)

から4月19日(火)までの指定する日 第2回▼9月30日(金)から10月3日(月)までの指定する日  
【会場】小倉駐屯地(予定)  
※第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。

【問い合わせ】自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所 ☎0948・22・4847

### 平成28年度 国税専門官募集

【受験資格】(1)昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 (2)平成7年4月2日以降生まれた人で、次の(※①②)に該当する人(※①大学を卒業した人および平成29年3月までに大学を卒業する見込みの人 ※②人事院が①に掲げる人と同等の資格があると認める人)

【試験の程度】大学卒業程度  
【受付期間】●インターネット申込:4月1日(金)9時から4月13日(水)まで ※原則として、インターネット申込をご利用ください。  
●郵送または持参申込:4月1日(金)から4月4日(月)まで  
【第1次試験日】5月29日(日)

【問い合わせ】直方税務署総務課 ☎0949・22・0880/福岡国

税局人事第二課 ☎092・411・0031

## お知らせ

### 第34回地域医療サポーター養成講座

【日時】3月17日(木)13時30分から15時30分まで  
【場所】イイヅカコスモスモン

【内容】講演①「よくわかる!心筋梗塞」心筋梗塞の基礎知識と予防法」(講師:山田明医師) 講演②「受けよう!検診」検査項目からわかること」(講師:平嶋利江保健師)

●参加無料

【申込締切】3月15日(火)

【申し込み・問い合わせ】飯塚病院広報室 ☎0948・29・8892 (平日8時30分から17時まで)

### 犬の飼い主の皆様へ

犬を飼うということは、その命を預かることです。飼い主は犬が健康で快適に暮らせるようにするとともに、次の6つのルールを守って、社会や近隣に迷惑をかけるないようにしましょう。

①犬の習性を理解し、犬が人に危

毎週木曜日は  
窓口業務を午後7時まで  
延長しています

- ▷祝日は除きます
- ▷業務内容によっては、当日処理ができない場合があります



### のおがた警察署 街頭犯罪だより

#### ■管内街頭犯罪発生状況

|       | 1月中<br>件数 |
|-------|-----------|
| 車上ねらい | 1件        |
| 自転車盗  | 10件       |
| 空き巣   | 3件        |

ニセ電話詐欺  
(福岡県内 平成27年1月~12月末)

被害額 18億4,346万円  
阻止額 11億3,135万円

私がだまされた理由~被害者からの聞き取り調査結果~

- 手口は知っていたが、「自分は大丈夫」と思っていた。
- 話がうまく、口が達者だったから信用した。
- 話し方が優しく丁寧に、親切だった。
- 冷静さを失い、正常な判断ができなかった。

電話でお金は  
すべて詐欺!  
すぐに相談・110番!

直方警察署 ☎0949-22-0110



害を加えたり近隣に迷惑をかけるようにしなければいけません。

②繁殖を望まない場合は、飼い主の責任で不妊・去勢手術をしましょう。

③狂犬病予防注射・登録をし、首輪に鑑札・注射済票をつけてください。

④犬の放し飼いはできません。もし、飼い犬がいなくなつたときはすぐに市・町役場および保健所に必ず連絡を！

⑤散歩中の犬のふんは、必ず持ち帰りましょう。

⑥最後まで責任をもって飼ってください。万が一飼えなくなつた場合は、次の飼い主を探してください。飼えないから捨てるという行為(遺棄)は、犯罪です。

平成28年4月1日から、直轄地区障がい者虐待防止センターの電話番号が変わります。

「虐待かもしれない」と思ったら…

## 直轄地区障がい者虐待防止センター

☎0949・24・1556(24時間365日対応)

直轄地区では、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者虐待防止センターを設置し、24時間体制で障害者虐待に関する相談、通報等を受け付けています。

### ●この法律の対象となる「障害者」とは、

次のような人です。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人。また、障害者手帳をお持ちでない場合でも、障害などにより日常生活や社会生活が困難で支援が必要な人。

### ●虐待には3種類あります。

- 一、養護者による虐待(家庭での虐待)
- 二、障害者福祉施設従事者等による虐待(施設等での虐待)
- 三、使用者による虐待(職場での虐待)

### ●次のような行為が虐待にあたります。

- 一、身体的虐待
- 二、性的虐待
- 三、心理的虐待
- 四、放棄・放任(ネグレクト)
- 五、経済的虐待



障害者の虐待に気づいた人には、虐待対応窓口への通報義務があります。通報した人の情報は守られます。また、匿名による通報も受け付けます。

なお、平日8時30分から17時15分までは、役場福祉課一般福祉係でも対応しています。

【問い合わせ】嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健衛生課・生活衛生係 ☎0948・21・4973

## 糖尿病患者会の皆さんと一緒に歩きましょう！

【日時】4月17日(日)9時から13時40分まで

【場所】県営筑豊緑地(飯塚市仁保)野外ステージ前集合

※雨天の場合は、穂波町公民館で9時30分からレクリエーションおよび講演を行います。

【内容】ご自身の体力に合わせて、ご希望のコースをお選びいただきます。

【対象者】糖尿病の患者さんと、ご家族・友人の皆さん

【参加費】二百円(傷害保険料)

### 【持参物】昼食

※歩きやすい服装でお越しください。※持病をお持ちの人は、主治医に相談し必ず了解を得てご参加ください。

【申込締切】3月18日(金)

【申し込み・問い合わせ】(事務局)飯塚病院(日高永美子さん) ☎0948・29・8053

## 九州電力から

### 情報提供のお願い

カラスの営巣時期につきまして、毎年、2月から5月がシーズンであり、カラスの巣が原因で停電事故が発生しています。皆様のお住まいの地域で、電柱にカラスの巣を見かけましたら、下記までお電話をお願いします。

【連絡先】九州電力(株)飯塚営業所設備管理グループ ☎0120・986・104(通話料無料)

## 平成筑豊鉄道からのお知らせ

◆平成28年3月26日(土)ダイヤ改正！

変更後の時刻は3月上旬から配布する時刻表、ホームページ、駅などでご確認ください。

### ◆通勤・通学定期券をご利用ください。

通勤定期券は環境にやさしく、安心・安全で渋滞知らず、帰りは飲んでも安心！通学定期券は送迎の必要が無く、土日にも利用できます。便利な通勤・通学定期券をぜひご利用ください。

【申し込み・問い合わせ】平成筑豊鉄道本社 ☎0947・22・1000(平日9時から17時30分まで)

## 愛のともしび

小竹町社会福祉協議会へ

■香典返し

故 北岡タマエ 様(栄町区)

遺族 月成 儀 様

故 林

宏樹 様(新山崎区)  
遺族 林 健悟 様

| population 人の動き |          | 1 月末現在  |         |
|-----------------|----------|---------|---------|
| ■ 人             | □        | 8,149 人 |         |
| 男性              | 3,862 人  | 女性      | 4,287 人 |
| 出生              | 3 人      | 死亡      | 14 人    |
| 転入              | 23 人     | 転出      | 21 人    |
| ■ 世帯数           | 3,968 世帯 |         |         |

garbage of refuse-derived fuel  
**ごみの量** 1 月末現在  
**146,790 kg** (前月比 - 22,010 kg)

**ごみの減量と資源回収にご協力お願いします**

資源回収事業として、紙類・衣類は資源回収団体の皆さんが役場前で回収(月 1 回)しています。

**▶回収日 3月20日(日)9時から12時まで**

| a traffic accident 交通事故の発生件数 |           |           | 1 月末現在・( )は前年同月比 |  |
|------------------------------|-----------|-----------|------------------|--|
|                              | 1 月中      | 1 月末累計    |                  |  |
| 発生件数                         | 5 件 (+ 2) | 5 件 (+ 2) |                  |  |
| 死者数                          | 0 人 (± 0) | 0 人 (± 0) |                  |  |
| 傷者数                          | 8 人 (+ 5) | 8 人 (+ 5) |                  |  |



## ◎災害時支援協定を結びました

2月5日、地図情報大手の(株)ゼンリンと、災害が発生した際に同社の地図情報を利用できる「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」を締結しました。調印式では、同社の浦島和博北九州営業所長より、住宅地図5冊と町全域をカバーした広域地図5枚などを提供していただきました。浦島所長は「防災・減災の一助になれば」と話しました。災害時などに住宅地図のインターネット配信サービスも利用でき、町では、今後の防災のために活用させていただきたいと考えています。

## ◎継続した健康推進活動が評価されました

2月2日、福岡市で「食と健康推進フォーラム」が行われ、小竹町歩こう会(増田一正会長)が健康運動推進実践グループ優秀賞、野田歯科医院(峰畑区)が福岡県公衆衛生協会理事長表彰をそれぞれ受賞しました。

小竹町歩こう会は、年13回の例会ウォーキングに加え、県や他団体が行うウォーキング大会に協力したり、町の健康教育(転倒予防教室)に参加したりしています。町内にあるA～Cの3つのウォーキングコースのうち、Cコースの「長崎街道・小竹町歴史探訪のみち」は、平成17年1月に「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選ばれ、県内外から訪れるかたが多数いらっしゃいます。39年間にわたり活動してきた増田会長は、「会のメンバーと友達になり、和気あいあいと助け合いながら活動できるのが魅力です」と話しました。

また、野田歯科医院の野田大三医院長は、「今年で開業30年となり、長年続けてきたことが評価されたのだと思います。今後も町民のため、地元に根付いて、高齢者や身体障害者の訪問治療や講演会活動などを充実させていきたいです」と話しました。



小竹こども園と町内各小・中学校の、卒園(業)および修了式についてお知らせします。



|        |                  |          |
|--------|------------------|----------|
| 卒園・卒業式 | 小竹こども園           | 3月19日(土) |
|        | 各小学校             | 3月18日(金) |
|        | 小竹中学校            | 3月10日(木) |
| 修了式    | 小竹こども園<br>各小・中学校 | 3月24日(木) |